

店頭保険デリバティブに関する法規制

吉澤卓哉

店頭保険デリバティブに関する法規制

吉澤卓哉

目次

1. はじめに
2. 特別賭博罪
 - (1) 特別賭博罪の処罰対象
 - (2) 特別賭博罪の適用除外
3. 単純賭博罪
 - (1) 構成要件
 - (2) 正当行為による違法性阻却
4. 金融機関の業務規制
 - (1) 固有業務
 - (2) 兼業業務
 - (3) 付随業務
5. 法規制のあり方

1. はじめに

保険デリバティブとは、保険商品と同様のリスク・ヘッジ機能を持つデリバティブのことである。

1) 本稿では、保険デリバティブとしては、主に天候デリバティブ、地震デリバティブ、クレジット・デリバティブ (credit derivative) を想定するが、検討対象をそれらに限定するものではない。

ただ、保険とは異なり、ヘッジ目的の利用に限定されないところに特徴がある（つまり、損害保険に求められるような被保険利益の存在や損害填補原則の適用は求められない）。けれども、ヘッジ目的に利用を限定したり、損害填補原則を取り入れたりすることも、もちろん可能である（ただし、損害填補原則を取り入れた店頭保険デリバティブは、その存在が認められなかったり、あるいは、保険としての法規制（商法、保険業法等）の適用を受けたりする可能性があるため、当面は損害填補原則を取り入れた店頭保険デリバティブは想定しないで議論を進め、後述5でこの問題に若干触れることにする）。

たとえば、天候デリバティブは、一定地域の気温・雨量・風速・湿度等の気象条件を基礎数値とするデリバティブであるが、興行中止保険や天候保険や異常気象保険といった保険商品と同様、天候リスクをヘッジする機能を持つ。また、地震デリバティブは地殻変動を基礎数値とするデリバティブであるが、特定地震危険担保利益保険という保険商品と同様、地震リスクをヘッジする機能を持つ。

こうした天候デリバティブや地震デリバティブもデリバティブの一種であるから、被保険利益の存在や損害填補原則の適用は不要な筈である。すなわち、支払条件に合致すれば、天候リスクや地震リスクによる損害発生の有無や程度のいかんにかかわらず、一定額の金銭が支払われる約定になっている。しかしながら、その一方で、天候デリバティブや地震デリバティブの販売においては、購入者に天候リスクや地震リスクが存在し、かつ、そのリスク・ヘッジに必要な範囲内でのみ、販売を行っているのが実情であると思われる。

このように、保険デリバティブには被保険利益の存在や損害填補原則の適用が求められないにもかかわらず、販売時点で購入者のリスク・ヘッジの必要性を点検することがある（天候デリバティブ、地震デリバティブ）。本稿では、なぜこうした運用を行わなければならないのかを法的側面から検討することにする。

なお、保険デリバティブには上場商品と非上場商品とがあり得るが、今のところ日本には上場保険デリバティブは存在せず、また、店頭保険デリバティブの方が保険により近似性が高く問題が生じやすいので、本稿では店頭保険デリバティブを取り上げることにする。

ところで、店頭保険デリバティブは、日本では今のところ、原則として誰にでも開かれた取引だと一般に考えられている（ただし、金融機関については後述4参照）。つまり、店頭保険デリバティブを用いて、誰でもリスク移転することができるし、また、誰でもリスクを引き受けることができるのである。

ただ、賭博罪の適用はあり得るので、その点の注意が必要である²⁾。そこで、まずは特別賭博罪の適用を検討したうえで（次述2）、単純賭博罪の適用を検討する（後述3）。そして、金融機関の取引規制を概観したうえで（後述4）、最後に店頭保険デリバティブの法規制のあり方を提言する（後述5）。

2. 特別賭博罪

(1) 特別賭博罪の処罰対象

刑法典の単純賭博罪（刑法185条）とは別に、取引所における相場を利用した賭博行為（場外差金取引）を禁止する特別賭博罪の規定がいくつか存在する³⁾。

具体的には、第1に、金融先物取引法44条の3第1項は、「店頭金融先物取引」を全般的に禁止しており（例外は次述(2)参照）、違反者には刑罰が科される（同法96条）。ここで、「店頭金融先物取引」とは、「金融先物

2) そもそも、刑事法でしか規制されていない点に大きな問題がある。

なお、その他に市場類似施設開設の禁止も問題となり得るが（金融先物取引法6条、証券取引法167条の2、商品取引所法8条）、本稿では取り上げない。

3) なお、常習賭博者については、刑法典上の加重規定である常習賭博罪（刑法186条）が優先的に適用される。

市場」(同法2条7項)の相場⁴⁾を利用した市場外での差金授受目的の行為、および、「約定数値」⁵⁾を用いた先物やオプション(同法2条4項2号、2条4項3号ロ)と類似の市場外での取引のことである(同法2条5項)。しかるに、保険デリバティブは、基本的にはいずれにも該当しないため、同法その他による「店頭金融先物取引」としての規制対象にはならない。

第2に、証券取引法201条1項は、「取引所有価証券市場」(同法2条12項)の相場を用いた差金授受目的の行為や、「取引所有価証券市場」における有価証券の価格に基づき算出される数値を用いた差金授受目的の行為を、全般的に禁止しており(例外は次述(2)参照)、違反者には刑罰が科される。しかるに、保険デリバティブは、基本的にはいずれにも該当しないため、同法による処罰対象にはならない。

第3に、商品取引所法145条は、「商品市場」(同法2条7項)の相場を利用した差金授受目的の行為、および、「約定価格」や「約定指数」⁶⁾を用いた先物やオプション(同法2条6項2号、3号、4号ロ、ハ)と類似の取引で、「商品市場における取引」(同法2条8項)によらない行為を全般的に禁止している(例外は次述(2)参照)。

ところで、「商品市場」に上場される「商品」(同法2条2項)は、農林水産物や鉱物や原材料等に限定されており、「商品指数」(同法2条3項)とは、2以上の「商品」の価格水準を総合的に表した数値とされている。しかるに、現在、日本で取引されている保険デリバティブがトリガーとし

- 4) たとえば、東京金融先物取引所には、ユーロ円3カ月金利先物、米ドル・日本円通貨先物といった通貨先物や金利先物が上場されている。
- 5) 「約定数値」とは、予め当事者が「金融指標」の数値として約定する数値のことである(金融先物取引法2条4項2号)。そして、「金融指標」とは、通貨の価格、有価証券等(有価証券先物取引を除く有価証券、預金債権等、かつ、政令で定めるもの。同法2条1項2号、同法施行令1条)の価格・利率、これらに基づいて算出した数値で、金融先物取引所の定めるものを指す(同法2条3項)。
- 6) 「約定価格」・「約定指数」とは、予め当事者が「商品」・「商品指数」について約定する価格・数値のことである(商品取引所法2条6項2号、3号)。

て用いている気象条件、地殻変動、信用状態の悪化等は、基本的にはこうした「商品」や「商品指数」には該当しないため、同法による処罰対象にはならない⁷⁾。

(2) 特別賭博罪の適用除外

上述のように、天候デリバティブや地震デリバティブといった保険デリバティブは、基本的には、金融先物取引法や証券取引法や商品取引所法に定める特別賭博罪の処罰対象にはならない。しかしながら、保険デリバティブの概念自体の定義がなされていないため、保険デリバティブの外延は確定しておらず、今後開発される可能性のある保険デリバティブも勘案すると、いかなる保険デリバティブであっても絶対に特別賭博罪の処罰対象にはならない、とは断言できないように思われる⁸⁾。

たとえば、第三者が発行した有価証券(株式や社債等)の流通価格には、当該第三者(参照当事者)の信用状態が反映されているとも考えられるが、この参照当事者の株価や社債価格に基づく算出数値の変化をトリガーとするクレジット・デリバティブを仕組んだ場合、それは証券取引法の特別賭博罪の構成要件を満たすことになってしまう可能性があり得よう。

- 7) また、将来的に商品取引所法が改正されて、たとえば気温等が商品取引所に上場されるようになったとしても、気温や降雪量自体は「商品市場における相場」(同法145条)ではないので、賭博禁止規定には抵触しないものと思われる。
- 8) 保険デリバティブは、取引所における相場を基にするものではないので特別賭博罪は問題とならないとの見解もあるが(佐久間修「デリバティブ取引(金融派生商品)に対する刑事規制」『中山研一先生古稀祝賀論文集第2巻 経済と刑法』(1997年。成文堂)215頁)、現在、日本で販売されている保険デリバティブを念頭に置いた議論であると思われる。
- 9) たとえば、経済指標指数オプション(EIO: Economic Indicator Option)がこれに当たる。これは、特定の経済指標(たとえば、自動車生産台数)を指数とするオプションで、企業の営業利益喪失の補填を目的とするものである。土方薫[2001]『総解説 保険デリバティブ』(日本経済新聞社。2001年)122-135頁参照。

またたとえば、企業の営業利益の填補を目的とする保険デリバティブ¹⁰⁾については、まさに商品取引所の「上場商品」や「上場商品指数」をトリガーとするものを仕組むことも十分に可能である（たとえば、特定の原材料価格に連動して企業利益が変動する企業に対して、「上場商品」の価格をトリガー（の一つ）に取り込んだ保険デリバティブを仕組むことができる）。この場合、保険デリバティブは商品取引所法の特別賭博罪の構成要件を満たすことになってしまう可能性があり得よう。

しかしながら、以上に例示した保険デリバティブが特別賭博罪の構成要件にただちに該当する訳ではない。金融機関や店頭商品先物取引業者が取引を行う限りは処罰対象外となるように、金融システム改革法（1998年12月施行の「金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律」）で、特別賭博罪の適用除外規定が制定されたからである¹¹⁾。

具体的には、第1に、「店頭金融先物取引」については、その当事者の一方が金融先物取引所会員となっている金融機関（銀行、証券会社、保険会社等）¹²⁾である場合には、特別賭博罪は適用されない（金融先物取引法44条の3第1項（旧7条1項））。

第2に、「有価証券店頭デリバティブ取引」については、その当事者の一方が金融機関（証券会社、銀行、信託会社、保険会社等）¹³⁾である場合、あるいは、そうした金融機関が媒介・取次ぎ・代理を行う場合には、取引

10) 茶谷栄治「『金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律』の概要」金融法務事情1522号（1998年）19頁参照。

11) 具体的には、銀行、証券会社、外国証券会社、信用金庫、信用金庫連合会、信用協同組合、協同組合連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、農業協同組合、農業協同組合連合会、保険会社、外国保険会社等である（金融先物取引法施行令2条の3）。

12) 具体的には、証券会社、外国証券会社、銀行、信託会社、保険会社、無尽会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、信用協同組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、等である（証券取引法施行令1条の9）。

所有価証券市場外で市場における価格を用いて差金授受目的の行為をしたとしても、特別賭博罪は適用されない（証券取引法201条2項）。

ここで、「有価証券店頭デリバティブ取引」とは、有価証券先渡取引、有価証券店頭指数等先渡取引、有価証券店頭オプション取引、有価証券店頭指数等スワップ取引のことである（同法2条8項3号の2）。

第3に、「店頭商品先物取引」については、その当事者の一方が「店頭商品先物取引業者」である場合には、特別賭博罪は適用されない（商品取引所法145条の5第3項）。

ここで、「店頭商品先物取引」とは、「特定業者」（同法施行規則67条で定める上場商品構成物品等の売買等を業として営んでいる者）を相手方とした、商品市場における相場を利用して市場外で自己の計算で行う差金授受目的の行為、および、「約定商品」・「約定指数」に関する先物・オプション取引（同法145条1号、2号、2条6項2号、3号、4号ロ、ハ）と類似の市場外取引であって、かつ、特定業者にとって自己の営業のためにその計算で行われる行為のことである（同法145条の5第1項）。そして、「店頭商品先物取引」を営業として行うために主務大臣に届け出た者を、「店頭商品先物取引業者」という（同法145条の5第2項）。つまり、店頭商品先物取引は、「店頭商品先物業者」と「特定業者」間の、いわば商品取引のプロどうしの取引に限定されている¹⁴⁾。

以上のように、現在、日本で販売されている店頭保険デリバティブは、特別賭博罪が適用される内容のものは存在しないと思われる¹⁴⁾。

また、仮に特別賭博罪の処罰対象となり得る保険デリバティブが存在するとしても（あるいは、将来そうした保険デリバティブが販売されるようになるとしても）、金融機関が一方当事者となる限りにおいては、金融先

13) 神崎克郎編『平成10年改正商品取引所法逐条解説』（商事法務研究会、2000年）155-159頁〔志谷匡史〕参照。

14) 特別賭博罪の構成要件に仮に該当するとしても、違法性阻却事由の有無を検討する必要がある（後述3(2)参照）。同旨、福島良治『デリバティブ取引の法務と会計・リスク管理』（きんざい、2001年）33-34頁参照。

物取引法（ただし、当該金融機関が金融先物取引所会員であることが必要）や証券取引法における特別賭博罪の問題は生じないことになる（証券取引法の特別賭博罪については、金融機関が一方当事者とはならなくとも、金融機関が媒介・取次ぎ・代理を行えば適用除外となる）。

ただし、商品取引所法の賭博罪については、「店頭商品先物業者」＝「特定業者」間の店頭取引しか適用除外にはならないので、同法の賭博罪に抵触するような保険デリバティブを一般事業者向けに販売すると特別賭博罪の構成要件に該当する惧れがある（したがって、その場合には後述3(2)で検討する違法性阻却事由の検討が必要になる）。

3. 単純賭博罪

(1) 構成要件

刑法には、賭博罪（単純賭博罪。刑法185条）や常習賭博罪・賭博場開帳等凶利罪（刑法186条）に関する規定がある（両者を併せて、以下では「賭博罪等」と呼ぶ）。現行刑法は賭博の内容を規定していないが、刑法平易化（1995年）前の規定によれば、賭博行為とは、「偶然ノ輸贏（ゆえい）ニ関シ財物ヲ以テ博戯（ばくぎ）又ハ賭事ヲ為すこととされていた（旧法185条。なお、「輸贏」とは勝敗のことである）。つまり、「偶然の事実による勝敗の結果として敗者から勝者に一定の財物を給与すべきことを約すること」である¹⁵⁾。そこで、保険デリバティブの取引が賭博罪等に該当しないかどうかが一応問題となる。

賭博罪等の保護法益に関しては、「国民に怠惰浪費の弊風を生じさせ、勤労の美風を害するばかりでなく、甚だしきは暴行その他の副次的犯罪を誘発し又は国民経済の機能に重大な諸害を与えるおそれすらあることが、それを処罰する理由である」とされており¹⁶⁾、学説（多数説）も同様であ

15) 大審院大正10年6月11日判決刑録27輯553頁、団藤重光『刑法綱要各論』（3版。創文社。1990年）350-351頁参照。

16) 最高裁昭和25年11月22日判決刑集4巻11号2380頁参照。

る¹⁷⁾。このように、賭博罪等を経済風俗犯として捉え、保護法益を一般的・抽象的なものと理解すると、保険デリバティブが賭博罪等の構成要件にそもそも該当しないと考えることは困難である¹⁸⁾。

(2) 正当行為による違法性阻却

そこで問題となるのが、正当行為（刑法35条）による違法性阻却である¹⁹⁾。この正当行為は、「法令行為」と「正当業務行為」に分類される。

① 「法令行為」

まず、「法令行為」（刑法35条前段）は、さらに、法令に基づいて職権（職務）または権利（義務）の履行として行われる行為、政策的理由から法令で違法性が解除されている行為、理論的に違法性阻却を認めることができる場合に、特に法令の規定を設けて注意的にその合法性が明示される行為に3分類される²⁰⁾。

銀行や保険会社といった金融機関が取り扱う「クレジット・デリバティブ取引」²¹⁾は各業法の施行規則に規定があるため（後述4参照）、保険デリバティブは「法令行為」の3番目の類型に該当する可能性がある²²⁾。けれ

17) 団藤・前掲注15) 347-348頁参照。

18) 和仁亮裕「スワップ取引と生命保険会社」『三宅一夫先生追悼論文集 保険法の現代的課題』（法律文化社。1993年）559頁、金融法委員会「金融デリバティブ取引と賭博罪に関する論点整理」国際商事法務28巻6号（2000年）703頁参照。

なお、特別賭博罪に関してではあるが、「本来取引であるものは、取引所の外で行われたというだけで賭博になるものではなかろう」とする意見もある。龍田節「先物取引の規制対象」全国商品取引所連合会編『商品取引所論体系10』（全国商品取引所連合会。1998年）13頁注29参照。

19) 本文2で検討した特別賭博罪の構成要件に該当するときも、やはりこの正当行為による違法性阻却事由の有無を検討することになる。

20) 団藤重光『刑法綱要総論』（3版。創文社。1990年）203-208頁参照。

21) 「商品デリバティブ取引」も金融機関の各業法施行規則に規定があるが、同様に考えることができよう。

22) 金融システム改革法で手当てされた業法の例示規定によって、明確に刑法上の違法性が阻却されることになったと解する説もある。木下信行編『解説

ども、3番目の類型では、行為の方法・範囲等について技術的な制限を置いて逸脱を防止しようとしていることが必要だとされている（たとえば、母体保護法による不妊手術や人工妊娠中絶）。しかるに、銀行法や保険業法といった業法の施行規則ではそうした逸脱防止規定までは設けられておらず、違法性を阻却する「法令行為」に該当するとは言えない²³⁾とも考えられる。

また、金融機関以外には保険デリバティブに関する法令規定が存在しないため、金融機関以外の事業法人や個人どうしが保険デリバティブを取引する場合には、違法性を阻却する「法令行為」にはそもそも該当しないのである。

② 「正当業務行為」

次に、もう一つの違法性阻却事由である「正当業務行為」（刑法35条後段）を検討する。社会観念上、正当と認められる業務上の行為については、法令に直接の規定がなくとも違法性が阻却される。そして、業務性には格別の意義は認められていない。そして、結局は社会的相当性に関する具体的・実質的な判断が求められる²⁴⁾。

ここで社会的相当性の判断基準が必要となるが、法益の権衡、侵害法益の実質的欠缺または軽微性、目的の正当性、手段の相当性・補充性、被害者の意思との合致、緊急性という要素の全部または一部の総合的評価に

改正銀行法』（日本経済新聞社。1999年）160-161頁、岡田則之＝高橋康文編『逐条解説金融商品販売法』（きんざい。2001年）72頁（牧田宗孝）参照。

23) 金融法委員会・前掲注18) 703頁。小澤有紀子他「金融システム改革法下のデリバティブ取引(1)銀行編」金融法務事情1539号（1999年）23頁も、金融システム改革法で改正された業法をもってしても、賭博罪の成立を完全に否定することは困難だとする。

また、長井圓「先物取引に対する賭博罪成否の限界」神奈川大学法学研究所研究年報10号（1989年）83-84頁は、先物取引と賭博罪との関係について、形式的に法令に基づく行為であるがゆえに刑法上も適法となるものではなく、実質的に違法性を阻却する事由が存在すれば「法令行為」として違法性が阻却されるとする。

24) 団藤・前掲注20) 209頁参照。

よって決するとされている²⁵⁾。

デリバティブと賭博罪との関連においては、取引目的の相当性と取引行為自体の相当性から、実質的違法性の有無を検討すべきとする意見がある²⁶⁾。そして、取引目的がヘッジ目的であれば違法性が阻却されるのはもちろん²⁷⁾、取引目的がたとえ投機目的であったとしても、取引が一定の合理的なルールに則って行われ、取引参加者が取引を行うに相応しい能力と知識・経験を備えている限り、原則として違法性が阻却されるとする²⁸⁾。他方、経済的な合理性・必然性の薄い、投機性の高い取引を行った場合には賭博罪等としての違法性が阻却されないこともあり得るとする²⁹⁾。

ところで、天候デリバティブや地震デリバティブについては、現在はヘッジ目的の顧客に対してのみ、銀行や保険会社が販売しているようである。けれども、販売時に販売者がどれほど注意深くヘッジ目的の有無や程度を点検・検証しようとしたとしても、（厳密に検証すればするほど、損害填補を原則とする損害保険商品に近づくことになる）、中には投機目的の契約が混入する可能性を全く否定することはできないと思われる³⁰⁾。

その場合でも、取引相手がいわゆる機関投資家等の、デリバティブ取引に関する相応の能力・知識・経験を持つ者であれば違法性が阻却されよう。ただし、一般企業や一般個人で、かつ、デリバティブ取引に関する相応の

25) 大塚仁他編 [1989]『大コンメンタール刑法第2巻』（青林書院。1989年）288-289頁 [古田祐紀] 参照。

26) 佐久間・前掲注8) 221頁、金融法委員会・前掲注18) 704頁参照。

27) リスク・ヘッジ目的の取引の相手方は当該リスクを引き受けることになるので、通常は取引相手方は常に投機目的となる。けれども、片方がヘッジ目的のデリバティブ取引を行う場合は、リスクを引き受ける相手方も違法性が阻却されると考えられる。金融法委員会・前掲注18) 704頁参照。

28) 金融法委員会・前掲注18) 704頁参照。

29) 佐久間・前掲注8) 222頁、金融法委員会・前掲注18) 704頁参照。また、福島・前掲注14) 29-30頁も、取引が投機目的である場合には違法性が阻却されないことがあるとする。

30) 損害保険の場合には、投機目的で保険契約を締結したとしても、被保険利益が存在しないため当該保険契約は無効となる。

能力・知識・経験が乏しい者が取引相手の場合には、投機目的の取引について、違法性を阻却する「正当業務行為」であることを主張することは困難である。

また、保険デリバティブ取引に関する合理的な取引ルールは未だ確立していない。なお、取引自体の相当性の判断においてはレバレッジ（倍率）の高さも判断要素となるが、保険デリバティブにおいては、保険同様のオプションの仕組みであるので、当然のことながらレバレッジは高い。

以上の検討をまとめると次のようになる。すなわち、保険デリバティブをヘッジ目的で販売する分には賭博罪等の問題はない（正当業務行為として違法性が阻却される）。また、投機目的であっても、金融機関や機関投資家といった、デリバティブ取引に関する相応の能力・知識・経験を有する者に販売する場合には、やはり同様に違法性が阻却されよう。

けれども、一般企業や一般個人で、かつ、デリバティブ取引に関する相応の能力・知識・経験を持たない者が、保険デリバティブを投機目的で購入する場合には、違法性が阻却されない惧れがある。その場合、取引行為者が投機目的であることを知っていた場合には、取引行為者が賭博罪等違反で処罰されるのみならず、当該保険デリバティブ契約は公序良俗違反（民法90条）として無効となる³¹⁾可能性を完全に否定することはできない。

4. 金融機関の業務規制

金融機関には他業禁止原則が存在するため、法令で指定された特定の業務しか営むことができない（たとえば、銀行法12条、証券取引法2条8項、34条1項、保険業法100条³²⁾）。となると、金融機関が保険デリバティブ取引の一方当事者となる場合や、その媒介・取次ぎ・代理を行う場合には、保険デリバティブの取引が当該金融機関のこうした特定の業務に該当する

31) たとえば、大阪簡裁昭和27年10月9日判決・下民集3巻10号1435頁参照。

32) 金融機関以外でも特定の業務しか営むことができない業態の法人があるが、それらについての検討はここでは省略する。

か否かが問題となる。

ところで、各金融機関の業法では、一定の業務を当該金融機関固有の業務として特定し（固有業務）、その固有業務に付随する業務も併せて行うことができる（付随業務）のが一般的である。また、一定の場合には、固有業務とは別に、特定の業務を兼業することが認められている（兼業業務）。

したがって、保険デリバティブ取引を金融機関が行うには、固有業務の一環として行うか、あるいは、特に認められた兼業業務として行うか、あるいは、付随業務の一つとして行うことになる。以下では順に検討を行う。

(1) 固有業務

金融機関にはそれぞれ特定の固有業務が定められている。たとえば、銀行では預金の受入れや資金の貸付け（銀行法10条1項1号、2号）等、証券会社では有価証券の売買（証券取引法34条1項柱書、2条8項1号）等、保険会社では保険の引受け（保険業法97条1項）等といった業務が特定されている。

① 特定の固有業務

こうした固有業務の一つとして保険デリバティブ取引が明示されていたり、保険デリバティブ取引を包括する業務が明記されていれば、当該金融機関は固有業務として行うことができる。

具体的には、保険会社は、その固有業務の一つとして資産運用が明記されているので（保険業法97条2項）、資産運用の一環である限りは、保険会社は保険デリバティブ取引を固有業務として行うことができる³³⁾（なお、当然のことながら、保険デリバティブの媒介・取次ぎ・代理は資産運用行為ではない）。

33) 保険会社の特定付随業務から、資産運用として行う「金融等デリバティブ取引」がわざわざ除外されているのは（保険業法98条1項8号）、そうした趣旨と考えられる。

② 固有業務のリスク・ヘッジ手段

他方、たとえ固有業務として明記されていなくとも、そもそも固有業務には当然のことながら一定のリスクが伴うものであるが、そのリスクをヘッジするために保険デリバティブを利用することは、固有業務自体（あるいは、一般的な付随業務）であると考えられる。したがって、金融機関は、固有業務を遂行するにあたり必要となるヘッジ手段として保険デリバティブを利用することは、固有業務自体（あるいは、一般的な付随業務）として行うことができる。

ただし、保険デリバティブを投機目的で利用することは、特に固有業務として明記されていない限り、固有業務として行うことはできない（したがって、保険デリバティブの取引相手にとってはヘッジ目的であったとしても、当該金融機関にとって特定の固有業務のリスク・ヘッジ手段になっている必要がある。なお、当然のことながら、保険デリバティブの媒介・取次ぎ・代理は固有業務のリスク・ヘッジ行為ではない）。また、ヘッジ目的の利用であっても、固有業務に伴うリスクをヘッジする範囲内に限定される³⁴⁾。

(2) 兼業業務

固有業務とは別に、金融機関は特定の業務を兼業することが認められる場合がある。

具体的には、証券会社は、固有業務たる証券業（証券取引法2条8項）やその付随業務（同法34条1項）とは別に、兼業業務を営むことができる。兼業業務としては、明示列挙された兼業業務（同法34条2項、証券会社に関する内閣府令24条）がある他、内閣総理大臣の承認を受けて、特定の業

34) その意味では、保険デリバティブの中でも、損害填補型のデリバティブ商品を購入するのが望ましいことになる（ただ、損害填補型の店頭保険デリバティブは、その販売が認められなかったり、あるいは、保険と同様の法規制を受けたりする可能性がある）。

務を行うことができる（同法34条4項、5項、証券会社に関する内閣府令26条³⁵⁾）。つまり、証券会社は保険デリバティブ取引を内閣総理大臣の兼業承認を得て行うことができるのである³⁶⁾。

(3) 付随業務

① 一般付随業務

金融機関の付随業務に関しては、「固有業務に付随する業務」といった一般条項（「バスケット条項」あるいは「キャッチ・オール規定」と呼ばれている）が置かれている³⁷⁾（この規定に基づく付随業務を、以下では「一般付随業務」と呼ぶ）。この一般付随業務に特定の保険デリバティブ取引が含まれると考えられれば、当該金融機関が特定の保険デリバティブ取引を行うことについて問題は生じないことになる。

ところで、金融機関の固有業務としては、銀行では預金の受入れや資金の貸付け（銀行法10条1項1号、2号）等、証券会社では有価証券の売買

35) 兼業承認がなされるのは、有価証券に関する業務その他の証券業に関連する業務で、本業たる証券業に公益または投資者保護上支障を生ずることがないと認められるものである。証券法制研究会「逐条解説 証券取引法」（商事法務研究会、1995年）384-385頁参照。

36) 小澤有紀子他「金融システム改革法下のデリバティブ取引(2)証券会社編」金融法務事情1540号（1999年）39頁参照。

37) 銀行については銀行法10条2項柱書、長期信用銀行については長期信用銀行法6条3項柱書、信用金庫や信用金庫連合会については信用金庫法53条3項柱書、54条4項柱書、労働金庫や労働金庫連合会については労働金庫法58条2項柱書、58条の2第1項柱書、信用協同組合や協同組合連合会については中小企業等協同組合法9条の8第1項4号、9条の9第2項、第3項、農業協同組合や農業協同組合連合会については農業協同組合法10条1項12号、10条28号、農林中央金庫については農林中央金庫法16条、商工組合中央金庫については商工組合中央金庫法30条、保険会社については保険業法98条1項柱書、証券会社については証券取引法34条1項柱書参照。

なお、証券会社については、兼業業務（本文4(2)参照）の付随業務（証券取引法34条2項10号、証券会社に関する内閣府令25条16号）にも該当する可能性がある。

(証券取引法34条1項柱書、2条8項1号)等、保険会社では保険の引受け(保険業法97条1項)等といった業務が特定されている。したがって、特定の保険デリバティブ取引(や媒介・取次ぎ・代理)が固有業務に付随すると考えられれば、当該金融機関の一般付随業務として認められることになる³⁸⁾。

となると、特定の保険デリバティブ取引(や媒介・取次ぎ・代理)が、当該金融機関にとって、その固有業務に付随するものと言えるか否かが個別に問題となる。付随業務であるから、固有業務に関連する³⁹⁾ものでなければならず、かつ、量的にも固有業務と同等以上であってはならない⁴⁰⁾。この付随性を満たせば、当該保険デリバティブ取引(や媒介・取次ぎ・代理)は当該金融機関にとって付随業務として認められることになる。

38) たとえば、銀行業において、「金融等デリバティブ取引」は特定付随業務に明記されるまでは、一般付随業務であると解されてきた。木下・前掲注22)159頁参照。

39) 岩原教授は、付随業務の固有業務との関連性を認定する視点として、供給面から見た関連性、需要面から見た関連性、公益性の観点からの関連性の3点を挙げたうえで、供給面から見た関連性を付随業務認定の主な視点とすべきだと主張しておられる(竹内昭夫編『保険業法の在り方 上巻』(有斐閣。1992年)20-21頁[岩原紳作])。

ところで、保険会社が保険デリバティブ取引を行うことは、まさに供給面から見た関連性が認められるので、この立場においても、保険デリバティブ取引を保険会社が行うことは、保険会社の固有業務(=保険の引受)に付随する業務であると言える。

40) たとえば、保険業における付随業務に関しては、東京海上火災保険編『損害保険実務講座第8巻新種保険(下)』(有斐閣。1997年)75頁[山下友信]参照。

銀行業における付随業務に関しては、固有業務との関連性があり、かつ、量的に固有業務に対して従たる程度を超えない業務であることが求められている。氏兼裕之=仲浩史『銀行法の解説』(きんざい。1994年)52-53頁参照。証券業における付随業務に関しては、兼業禁止の趣旨に照らして、付随業務と証券業務の関連度、付随業務の性質、付随業務の規模、証券業経営に及ぼす影響の程度等を考慮して、具体的に判断すべきものとされている。鈴木竹雄=河本一郎『証券取引法』(新版。有斐閣。1984年)340-341頁参照。

② 特定付随業務

個々の金融取引が当該金融機関にとって付随業務に該当するか否かを個別に判断するのは煩雑であるので、固有業務以外の種々の金融取引を付随業務として行えることを明確にすべく(保険会社の場合は、さらに、固有業務たる資産運用業務としてでなくとも行えるように⁴¹⁾)、金融システム改革法で特別な例示規定が用意された⁴²⁾(この規定に基づく付随業務を、以下では「特定付随業務」と呼ぶ)。

特定付随業務のうち、保険デリバティブが関係するのは、「金融等デリバティブ取引」、および、その媒介・取次ぎ・代理である。そして、「金融等デリバティブ取引」とは、「金利、通貨の価格、商品の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であって、(各省令)で定めるもの」と定義されている⁴³⁾。

41) 保険会社の資産運用行為の一種としても「金融等デリバティブ取引」が明示されている(保険業法97条2項、同法施行規則47条11号)。

42) この例示規定によって、特定付随業務の内容が当該金融機関の固有業務に付随することが明確にはなったが、量的にも付随性が認められることまでは保障していないと考えられる。したがって、たとえ「金融等デリバティブ取引」に該当する取引であっても、固有業務と同等以上の規模で営むことはできないと解される。

43) 銀行については銀行法10条2項14号、15号、長期信用銀行については長期信用銀行法6条3項11号、12号、信用金庫や信用金庫連合会については信用金庫法53条3項13号、14号、54条4項13号、14号、労働金庫や労働金庫連合会については労働金庫法58条2項18号、19号、58条の2第1項16号、17号、農林中央金庫については農林中央金庫法13条1項9号の5、9号の6、商工組合中央金庫については商工組合中央金庫法28条1項17号、18号、信用協同組合や信用協同組合連合会については中小企業等協同組合法9条の8第2項17号、9条の9第2項、5項1号、農業協同組合や農業協同組合連合会については農業協同組合法10条6項13号、14号、10条28項(ただし、農業協同組合が行う場合には行政庁の認可が必要である。同法10条16項、17項、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令3条の2、3条2項)、保険会社については保険業法98条1項8号、9号参照。

そして、金融機関が行える「金融等デリバティブ取引」の一つとして、「クレジット・デリバティブ取引」が各業法の施行規則で認められている。

ここで「クレジット・デリバティブ取引」とは、想定元本について、

- (a) 当該当事者間で取り決めた者の信用状態等を反映する利子率または価格に基づいて、金銭支払を相互に約する取引
- (b) 当該当事者間で取り決めた者の信用状態等に係る事象の発生に基づいて、金銭支払または金融資産移転を相互に約する取引
- (c) 上記(a)、(b)に類似する取引

と定義されており、また、そのオプション取引も認められている⁴⁴⁾。

保険デリバティブの一種であるクレジット・デリバティブ(狭義)が、この「金融等デリバティブ取引」の一つである「クレジット・デリバティブ取引」に該当するのは間違いないが、同じ保険デリバティブでも、天候デリバティブや地震デリバティブも「クレジット・デリバティブ取引」、すなわち、上記(a)~(c)に該当するか否かについては見解が分かれるところである。

実務では、各業法の施行規則で定められた「クレジット・デリバティブ取引」を広く捉える考え方が一般的である⁴⁵⁾。すなわち、天候デリバティブ

44) 銀行については銀行法施行規則13条の2第1項6号、8号、長期信用銀行については長期信用銀行法施行規則4条の2第1項6号、8号、信用金庫や信用金庫連合会については信用金庫法施行規則8条5項6号、8号、労働金庫や労働金庫連合会については労働金庫法施行規則5条の2第5号6号、8号、信用協同組合や信用協同組合連合会については「中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令」1条6項6号、8号、農業協同組合や農業協同組合連合会については「農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令」1条の3第1項6号、8号、農林中央金庫については農林中央金庫法施行規則14条1項6号、8号、商工組合中央金庫については商工組合中央金庫法施行規則9条の2第1項6号、8号、保険会社については保険業法施行規則52条の3第1項6号、8号。

45) また、一般付随業務も併せ読むと、付随業務のいずれかに該当するものと解釈できるとする見解もある。小澤有紀子他「金融システム改革法下のデリバティブ取引(3)保険会社編」金融法務事情1541号(1999年)46頁参照。

ブや地震デリバティブのトリガーとなる異常気象や一定規模以上の地震も、それによって誰かしらの事業が悪影響を受けて、その者(=参照当事者)の信用状態等が悪化するのだから、天候デリバティブや地震デリバティブも「クレジット・デリバティブ取引」の一種だと考えるのである。

他方、これに反対する考え方、すなわち、天候デリバティブや地震デリバティブは各業法の施行規則で定められた「クレジット・デリバティブ取引」には該当しないとする考え方もある。

その理由は、第1に、参照当事者⁴⁶⁾は特定されるべきであるが、特定されていなかったり、特定されていても、信用状態等の悪化との因果関係が十分に窺われない場合があるためである⁴⁷⁾。

第2に、「クレジット・デリバティブ取引」をそのように解すると、ほとんど全てのデリバティブ取引が「クレジット・デリバティブ取引」の一種であることになってしまう。さらには、ほとんど全ての保険商品を「クレジット・デリバティブ取引」として構成できてしまうことになってしまうからである(もちろん、たとえ「クレジット・デリバティブ取引」として構成できたとしても、当然のことながら、保険としての法規制を受けることになると思われる)。

第3に、「クレジット・デリバティブ(取引)」に天候デリバティブや地震デリバティブを含まないことは、企業会計基準や税務会計基準でも明示されているからである⁴⁸⁾。

企業会計基準においては、「クレジット・デリバティブ」を上記(a)~(c)と同様に定義しつつ、その具体例としては、クレジット・デフォルト・オ

46) 参照当事者とは、本来はデリバティブ取引当事者以外の第三者を想定していると考えられるが、デリバティブ取引当事者自身を参照当事者とすることも可能である。

47) ただし、本文の(c)の類似取引として読み込めばよい、という反論もあり得る。

48) 詳細は拙稿「保険デリバティブの会計・税務」保険学雑誌576号(2002年)を参照。

プション、トータル・レート・オブ・リターン・スワップ、それらを組み込んだクレジット・リンク債、特定の利率や信用格付け等の変動に対応して支払が生じる金融保証契約を挙げている（金融商品会計実務指針⁴⁹⁾226）。他方、「ウェザー・デリバティブ」は、平均気温や降雪量等の自然現象等にリンクしたデリバティブ取引と定義されており、「クレジット・デリバティブ」とは別物として扱っている（金融商品会計実務指針227）。

税務会計基準においても、「クレジット・デリバティブ取引」は上記(a)～(c)と全く同様に定義している（法人税法施行規則27条の7第1項6号、8号で、銀行法施行規則13条の2第1項6号、8号を引用している）。他方、金利・為替先渡取引、店頭金融先物取引、商品デリバティブ取引、「クレジット・デリバティブ取引」、スワップ取引等々に類似する「その他のデリバティブ取引」という取引類型を設けている（法人税法施行規則27条の7第1項20号）。この「その他のデリバティブ取引」とは、「特定の金利、有価証券の価格、現物商品の価格、外国為替相場、各種の価格又は率の指数、信用格付け、信用指数その他これらに類する変数の変化に反応して変化し、かつ、想定元本又は決済金額のいずれか又はその両方を有する取引」だとしており、「ウェザー・デリバティブ取引」や「カタストロフィック・デリバティブ取引」をその具体例として挙げている（法人税法基本通達2-3-35⁵⁰⁾）。

49) 日本公認会計士協会会計制度委員会平成12年1月31日報告14号「金融商品に関する実務指針（中間報告）」。

50) なお、本文に引用したとおり、税務会計基準における「その他のデリバティブ取引」には、「信用格付け、信用指数その他これらに類する変数の変化に反応して変化し、かつ、想定元本又は決済金額のいずれか又はその両方を有する取引」も含まれている。

つまり、参照当事者の信用状態の変化をトリガーとするデリバティブをクレジット・デリバティブ（最広義）と呼ぶとすると、税務会計基準における「クレジット・デリバティブ取引」（＝金融機関の各業法施行規則における「クレジット・デリバティブ取引」）は、それよりも狭いことになる。これは、典型的なクレジット・デリバティブ（狭義）の類似取引を本文の(c)で拾って「クレジット・デリバティブ取引」としておきながら、さらにその類似取引

以上のとおり、「クレジット・デリバティブ取引」は金融機関の特定付随業務（「金融等デリバティブ取引」）として明記されている⁵¹⁾。しかしながら、狭義のクレジット・デリバティブはともかく、天候デリバティブや地震デリバティブについては、この特定付随業務である「クレジット・デリバティブ取引」に該当するか否かについては両説があり得る。

したがって、天候デリバティブや地震デリバティブの取引やその媒介・取次ぎ・代理を行う場合には、それが「クレジット・デリバティブ取引」に該当しないと解される場合に備えて、「クレジット・デリバティブ取引」以外の他の「金融等デリバティブ取引」に該当するかどうかについて⁵²⁾、あるいは、当該金融機関にとって一般付随業務に該当するかどうかについても⁵³⁾、念のため検討すべきであろう。

を「その他のデリバティブ取引」という概念で拾えることにより生じている。なお、企業会計基準では、こうした類似取引に関する二重構造は生じていない。

51) 証券会社については、兼業承認の内容次第で、種々の保険デリバティブ取引やその媒介・取次ぎ・代理を行うことができる。

52) 「金融等デリバティブ取引」の一種として「商品デリバティブ取引」も定められている（たとえば、銀行法施行規則13条の2第1項5号、8号、保険業法施行規則52条の3第1項5号、8号）。「商品デリバティブ取引」とは、当事者が数量を定めた商品について参照商品相場に基づく金銭支払を約する取引や、これに類似する取引のうち、差金決済方式のものだとされている。

店頭保険デリバティブも、その構成の仕方によっては、この「商品デリバティブ取引」となる可能性がある。

53) 小澤他・前掲注23) 22頁や、小澤他・前掲注36) 40頁も同旨。

なお、天候デリバティブや地震デリバティブが「金融等デリバティブ取引」に該当しないとすると、金融機関の各業法の特定付随業務に該当しないのみならず、当該業法の他の規定や、さらには他の法令にも影響がある。「金融等デリバティブ取引」ないしは類似の考え方が他の法令でも採用されているからである。

たとえば第1に、預貯金等の受入れを行う金融機関は、預貯金等と「金融デリバティブ取引」との組合せ商品で、元本保証のないものを取り扱う場合には、その旨やその他詳細の説明が求められている（たとえば、銀行については、銀行法12条の2第1項、同法施行規則13条の3第1項5号口）。

第2に、金融商品販売法で類似の考え方が採用されている（後掲注53参

ちなみに、保険会社が天候デリバティブや地震デリバティブの取引を行うことは、その固有業務である保険の引受に付随するものであるから少なくとも質的な付随性は満たされており、量的に固有業務たる保険の引受と同等以上のリスク引受とならない限り、問題ないと考えられる。

5. 法規制のあり方

以上に検討したように、現在、日本で販売されている店頭保険デリバティブは、特別賭博罪には抵触しないものと思われる（ただし、特別賭博罪に抵触する恐れのある店頭保険デリバティブが既に販売されているかもしれないし、また、少なくともそうした店頭保険デリバティブの開発は可能である。前述2参照）。

また、単純賭博罪に関しては、ヘッジ目的で販売する場合や、金融機関や機関投資家に販売する場合には、店頭保険デリバティブ取引の違法性が阻却される。ただし、金融機関や機関投資家でない者に対して、かつ、投機目的で販売する場合には、違法性が阻却されない恐れがある（前述3参照）。そのため、天候デリバティブや地震デリバティブの販売実務においては、ヘッジ目的の購入であることを確認しているのではないと思われる。

なお、金融機関の各業法では他業制限が設けられているものの、固有業務が抱えるリスクのヘッジ目的で店頭保険デリバティブを購入することは

照）。

第3に、「金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律」2条1項は、同法の適用対象となる「特定金融取引」を定義しているが、この「特定金融取引」には、「金融等デリバティブ取引」（銀行法10条2項14号）が含まれている（同法施行規則1条2号）。

第4に、「外国為替及び外国貿易法」における「金融指標等先物取引」（同法6条1項14号）は、同法の適用対象となる資本取引の一種とされているが（同法20条8号、9号）、この「金融指標等先物取引」には、各金融機関が行う「金融等デリバティブ取引」が含まれている（外国為替令2条6項、外国為替に関する省令2条2項）。

問題ない。また、「クレジット・デリバティブ取引」については、各業法施行規則において、明文で金融機関の取扱いが認められている（証券会社は兼業承認方式）。ただし、天候デリバティブや地震デリバティブがこの「クレジット・デリバティブ取引」に含まれるか否かについては両説があり得るが、少なくとも、当該金融機関の一般付随業務として取扱いが認められる可能性がある（前述4参照）。

このように、特別賭博罪や単純賭博罪が店頭保険デリバティブ取引に適用される恐れを完全には否定できないものの、こうした刑罰規定以外には、店頭保険デリバティブを特に横断的に規制する法令は見当たらない。

たとえば、金融商品の販売等を横断的に規制する取引法として、金融商品販売法（「金融商品の販売等に関する法律」）が2001年4月に施行された。そして、「金融等デリバティブ取引」⁵⁴⁾が、金融商品販売法の適用対象となる「金融商品の販売」に含まれている（同法2条1項12号、同法施行令4条）⁵⁵⁾。しかしながら、金融商品販売法の規制対象は、金融機関が行う「金融等デリバティブ取引」やその取次ぎに限定されており、金融機関でない者が行っても同法の規制が及ばないのである⁵⁷⁾。

54) 金融商品販売法2条1項12号の規定と、金融機関の各業法における「金融等デリバティブ取引」の規定とは、規定内容が若干異なる（金融商品販売法2条1項12号では、類似取引が規定されていない）。それがために、金融商品販売法2条1項13号に基づいて、同法施行令5条3号が規定されている。

55) なお、「金融等デリバティブ取引」の一つである「クレジット・デリバティブ取引」には、天候デリバティブや地震デリバティブが含まれないとする考え方もあり得る（本文4(3)②参照）。この考え方に立つと、天候デリバティブや地震デリバティブには金融商品販売法は適用されないことになる。ただし、次々注参照。

56) 金融商品販売法のこの部分の立法方法は、特定付随業務の明定によって、金融機関が行うデリバティブ取引の刑法上の違法性阻却が明確になったという考え方と結びついている。岡田＝高橋・前掲注22) 72頁 [牧田宗孝] 参照。

57) ただし、保険契約（保険業法における保険契約）類似の保険・共済に係る契約と捉えられれば、天候デリバティブや地震デリバティブであろうがなかろうが、また、取引や取次ぎの主体が金融機関であろうがなかろうが、広く金融商品販売法の適用対象になる（金融商品販売法2条1項4号、同法施行

すなわち、賭博罪に抵触しないようにさえすれば、誰でも店頭保険デリバティブを用いて保険引受と同様のことができ、かつ、保険業法や金融商品販売法の規制を受けることもないのである。つまり、商品内容の説明義務、契約内容に関する規制、販売制度に関する規制、準備金（引当金）制度、セーフティ・ネット、モラル・リスクの排除措置⁵⁸⁾等々は必要とされない。そのため、保険デリバティブ購入者（保険契約における保険契約者や被保険者に相当する者）の保護に悖る恐れがあるし、また、社会的な悪影響を与えるかもしれないし、さらには、保険商品との公平な競争条件は維持されないことになってしまう⁵⁹⁾。

こうした問題の解決策としては、部分拠出型かつ補償事故型の店頭保険デリバティブの開発・販売を原則として認めない⁶⁰⁾という方策もあるし、あるいは、店頭保険デリバティブ全般について保険と同様の規制下に置

令3条)。福島良治「デリバティブ取引における金融商品販売法の実務対応——デリバティブ組合せ商品・仕組み商品、天候デリバティブ取引に関して——」金融法務事情1627号（2001年）40頁参照。

- 58) たとえば、投機目的の生命デリバティブを考えてみる。生命デリバティブとは、特定の者の死亡を支払事由とするデリバティブである。この生命デリバティブは信用生命保険に類似するものだが、投機目的での利用を認めると、生命保険殺人のような事件が生命保険以上に発生することは目に見えている（他人を被保険者とする生命保険契約を締結するには、当該被保険者の同意が要件となっているが、投機目的の店頭デリバティブにおいては、そのような同意を始めとした制限がないからである）。したがって、投機目的の生命デリバティブには生命保険と同等以上の制限を設けるべきであろう。
- 59) 1996年の保険業法全面改正時においても、この問題は十分に詰められなかったものである。岩原紳作「保険業法改正について」アクチュアリージャーナル28号（1996年）8-9頁参照。
- 60) 拙稿「保険商品と金融商品の交錯」保険学雑誌572号（2001年）45-46頁参照。なお、「部分拠出型」とは、対象リスクのエクスポージャーの最大値未満の引当資産しか確保しておかないリスク移転方式のことであり（その反対が「全部拠出型」(fully funded)である）、また、「補償事故型」(indemnity trigger)とは、ヘッジャーに実際に発生する損害額を指標とするリスク移転方式のことであり（その反対が「指数事故型」(index trigger)である）。

く⁶¹⁾という方策もあろう。店頭デリバティブ取引に関して具体的に大きな問題が起こった訳ではないが、店頭保険デリバティブの販売が一定の広がりを見せつつあり、かつ、刑罰規定を除いては店頭保険デリバティブに関する横断的な規制が存在しない現状に鑑みると、早急に利用者保護のための対策等を講ずるべきであると言えよう。

(筆者は東京海上火災保険株式会社文書法務部法務室勤務)⁶²⁾

61) 小澤他・前掲注45) 46頁参照。

62) 当然のことながら、本稿において意見等にわたる部分は全て筆者の個人的見解であり、筆者の勤務する会社とは何ら関係ないものである。